

## 養老町草刈機購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河川堤防等の美化活動及び水害等の防止のため、区等で実施する除草活動等に際し、必要な草刈機の購入費用に対して補助金を交付するものとし、その交付について養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱において、補助金の交付申請者となることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 養老町区長設置に関する規程（平成6年養老町訓令甲第4号）（以下「規程」という。）に規定する区長
- (2) 養老町区長連絡協議会規約（平成6年養老町訓令甲第5号）第7条に規定する役員
- (3) 規程に規定する区域内において、区より小規模な単位で住民相互の連絡、環境の整備、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う団体の代表者
- (4) その他町長が認める団体等の代表者

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

- (1) 代表者が養老町暴力団排除条例（平成24年養老町条例第2号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等であるとき。
- (2) 代表者が条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者と認められるとき。

(3) 代表者が町税(国民健康保険税を除く。)に未納がある者と認められるとき。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる機材の購入費用とする。

(1) 自走式草刈機 動力と車輪を備え自走しながら草を刈る草刈機

(2) その他町長が必要と認めた機材

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を限度額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、養老町草刈機購入補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第3号に規定する書類は、第2条第1項第3号又は第4号に該当する者に限る。

(1) 購入予定の機材の購入予定価格が確認できる見積書等

(2) 購入予定の機材の規格又は仕様等が確認できる書類

(3) 申請者が所属する団体等の設置を定める規程等

(4) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、代表申請者を定めた上で2人以上の連名で補助金を申請することができる。この場合において、全ての申請者は第2条の規定を満たす補助対象者でなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、養老町草刈機購入補助金交付決定(却下)

通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。ただし、2人以上の連名申請の場合は、代表申請者にのみ通知することとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、機材を購入後、速やかに養老町草刈機購入補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 機材購入に係る領収書の写し
- (2) 購入した機材の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、養老町草刈機購入補助金額確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。ただし、2人以上の連名申請の場合は、代表申請者にのみ通知することとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、養老町草刈機購入補助金交付請求書（様式第5号）により、町長に補助金を請求するものとする。この場合において、連名申請による補助金の交付先は、代表申請者のみとする。

（補助金の取消し及び返還）

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) その他町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付を受けたものに係る第10条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)